

福井空港 航空燃料給油事業者募集概要

1 公募概要

航空燃料施設の使用ならびに航空燃料施設を使用した航空機への航空燃料給油にかかる航空燃料給油事業者の募集

2 施設の主な概要

- (1) 位置 福井空港 福井県坂井市春江町江留中
(2) 構造 航空燃料施設
- ・地下タンク (30キロリットル) 1基
 - ・給油ポンプ 6台
 - ・制御盤 1面

3 福井空港における航空燃料の取扱数量実績 (過去3ケ年度分)

年度	ジェット燃料 (JET A-1) (キロリットル/年)	航空ガソリン (AVGAS) (キロリットル/年)
3年度	188	13
4年度	180	15
5年度	212	18

3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当しない者 (第2項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。) であること。
- (3) 福井県防災航空隊および福井県警察航空隊のヘリコプターに航空燃料を給油するため、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格 (物品の製造または購入契約にかかる競争に入札参加者の資格等 (昭和42年1月24日福井県告示第27号) により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る。) を有する者であること。
- (4) 県税の滞納がない者であること。
- (5) 不測等の事態には毎日 (土日祝夜間を問わず) 1時間以内に対処できる拠点を有している者であること。
- (6) 「福井空港 航空燃料給油事業仕様書」に定める事業者資格をすべて有する者であること。
- (7) 民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法 (平成16年法律第75号) の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

4 募集要項等を配布する場所および日時

場所 福井空港事務所

日時 令和7年2月3日 (月) 9時から令和7年3月3日 (月) 17時まで

5 応募申込書の提出方法

持参による。

6 応募申込書の受付場所および日時

(1) 場所 福井県福井空港事務所 (福井県坂井市春江町江留中50-1-2)

(2) 日時 令和7年3月6日 (木) から令和7年3月7日 (金) までの9時~17時

7 その他

- ・詳細については、配布する「福井空港 航空燃料給油事業者募集要項」をはじめ公募関係書類を十分確認のうえ、応募してください。
- ・航空燃料施設の使用は、福井空港条例 (昭和40年3月29日福井県条例第2号) に基づく使用許可および使用料の納付が必要となります。
- ・航空燃料給油事業の実施にあたり、福井県と「航空燃料給油事業に関する協定書」を締結しなければなりません。

8 問い合わせ先

福井県福井空港事務所 (福井県坂井市春江町江留中50-1-2)

電話 0776-51-4066